住居表示実施による会社・法人登記簿の本店（主たる事務所）所在地及び役員の住所変更登記について

【会社・法人登記簿の商号・本店欄等の記載例】

会社法人等番号 ３２００－０１－９９９９９９	
商号 株式会社　法務商事	
本店 大分市大字■■１０００番地の１	
大分市■■町一丁目●番●号	令和●年●月●日住居表示実施 令和●年●月●日登記

住居表示が行われると、該当地域にある会社・法人は、法人登記簿の本店（主たる事務所）所在地の変更登記をする必要があります。
また、登記されている役員の住所も該当する場合は、役員の住所変更登記も必要になります。

本店（主たる事務所）を住居表示実施後の表記に変更する登記を申請していただくこととなります。

【会社・法人登記簿の役員欄の記載例】

大分市大字■■１０００番地の１ 代表取締役　法　務　一　郎	
大分市■■町一丁目●番●号 代表取締役　法　務　一　郎	令和●年●月●日住居表示実施 令和●年●月●日登記

役員の住所についても、該当する場合は、上記と同様に住所変更登記を申請していただくこととなります。

※　登記申請の際は、自治体（市町村）から会社・法人宛て（または役員個人宛て）に送付された通知書が必要になります。
ただし、登記簿上の本店（主たる事務所）及び役員の住所が、住居表示変更前の住所と異なる場合は、通知書のみでは登記申請ができない場合があります。

※　登記申請は司法書士に依頼する方法もあります。

司法書士に依頼する場合は、お近くの司法書士に、お問い合わせください。

大分県司法書士会 TEL:097-532-7579	
大分県司法書士会ホームページ https://oitashihoushoshi.com/	